

第 46 回 統計委員会

第 27 回 基本計画部会 資料抜粋

平成 21 年度統計法施行状況報告に係る 統計委員会意見への対応状況

平成21年度統計法施行状況報告に係る統計委員会意見への対応状況

意見事項	ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用
担当府省名	総務省（統計局）
統計委員会意見 (平成22年9月30日)	＜取り組むべき統計整備等の方向性＞ 総務省は、関係府省等と連携して、基本計画に掲げられた調査票情報及び行政記録情報等のビジネスレジスターへの収録に向けた検討等の取組を引き続き推進する必要がある。 その際、総務省は、基盤的・共通的な調査票情報及び行政記録情報等の収録や、ビジネスレジスターにおいて使用する共通事業所・企業コードの維持管理方法等に関する検討の結論を早期に得ることが求められる。これらに基づき、総務省は、各種統計調査に対する欠損データの補完や、ビジネスレジスター内の統計データ等の時系列的整備、各府省の統計データ等の管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用、調査客体の重複是正等を推進する必要がある。
担当府省における対応状況	＜全体的事項について＞ ○ 平成23年3月に整備方針を策定し、各府省に通知。整備方針中で、各府省において共通事業所・企業コードを保持・利活用すること、ビジネスレジスターにおける統計関係業務支援機能を整備すること、整備スケジュール等を定めたほか、事業所母集団データベースに優先的に記録する統計調査を設定。 ○ 総務省政策統括官（統計基準担当）が策定する「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成23年3月28日改正）に、共通事業所・企業コードの保持・利活用に係る規定の追加を依頼。 ○ 平成23年4月に、総務省政策統括官（統計基準担当）と協力して事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議（第3回）を開催し、今後の整備スケジュール等について確認。 ＜行政記録情報の収録に向けた検討＞ ○ 平成22年12月に、厚生労働省の協力を得て労働保険情報の提供を受け、経済センサス-活動調査名簿に活用。さらに、定期的な労働保険情報の取得に向け厚生労働省と調整中。 ○ EDINET情報について、売上高等の財務諸表数値に関するデータの出力を行うとともに、財務省・金融庁と打合せを行い、利活用方法等について検討。



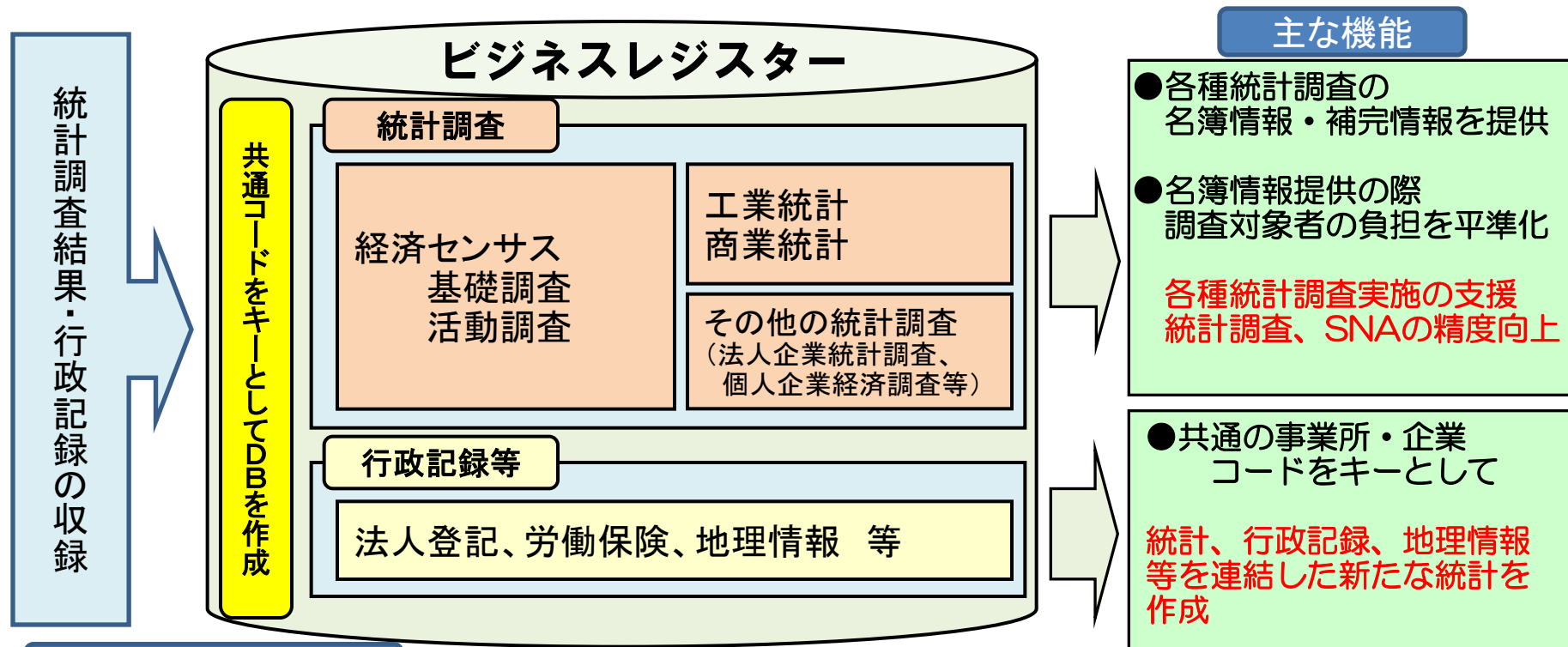
ビジネスレジスターについて

平成23年7月
総務省統計局

ビジネスレジスターについて

- 各種統計調査、行政記録を共通事業所・企業コードを基にデータベース化
主要国において、既に産業統計の基盤として整備・運用中

➡ 我が国でも新統計法第27条において、総務大臣が整備するDBとして新たに位置付け
昨年、統計委員会から総務大臣宛に、整備の推進について意見



整備スケジュール

- 22年度末 整備方針決定
- 25年1月 具体的な整備方法検討、運用管理規程の整備、試験運用開始 等
- 25年1月 正式運用開始予定

ビジネスレジスターと産業関連統計の関係

ビジネスレジスター

- 経済センサス結果を基盤に、各種統計調査や行政記録情報を活用して更新

【統計調査】 各種統計調査の結果情報を収録

【行政記録】 商業・法人登記情報（平成19年10月分から活用）
労働保険情報、有価証券報告書等の開示情報等

- 事業所・企業を識別する共通事業所・企業コードの付番

①母集団情報・補定情報の提供

②客体の重複排除

③共通事業所・企業コードの提供

④各種統計調査の結果情報の収録

産業関連統計調査

- ビジネスレジスターから母集団情報・補定情報の提供を受けることにより、

正確な統計を作成

- 客体に対する一定以上の調査実施の重複を排除することにより、

被調査者の負担の平準化

- 共通事業所・企業コードを使用することにより、効率的な調査の実施

各種統計調査を連結した集計・分析

①母集団情報・
補定情報の提供

- 正確な統計作成
- SNAの精度向上

②重複排除

- 被調査者の負担軽減

③共通事業所
・企業コード
の提供

- 効率的な統計調査の実施
- 各種統計調査を連結した集計・分析

④各種統計調査
や行政記録情報
の収録

- 効率的・正確な母集団データの作成
- 新たな統計の作成

我が国におけるビジネスレジスター整備に向けた動き

- 平成14年 事業所・企業データベースの運用開始
〔 事業所・企業統計調査（経済センサスの前身調査、5年に2回実施）
のデータをデータベース化し、各種統計調査の名簿情報として提供 〕
- 平成19年 5 月 統計法改正
〔 ビジネスレジスターの整備を法律上規定 〕
- 平成21年 3 月 基本計画の策定
〔 政府方針としてビジネスレジスターの整備を明記
⇒行政記録（法人登記情報、労働保険情報等）の活用に向けた検討等 〕
- 平成22年 9 月 統計委員会からの意見
〔 ビジネスレジスターの整備の推進、共通事業所・企業コードの各府省に
おける保持・利活用 〕
- 平成23年 3 月 ビジネスレジスターの整備方針の決定・各府省
への通知

ビジネスレジスターの構築に向けた取組

【平成21、22年度】

○ 研究会の開催

平成21年度：諸外国のビジネスレジスターについての調査

平成22年度：プロトタイプシステムによる検証、整備方針の検討

○ 統計データの収録に向けた検討

- ・ 基盤データ：経済センサス - 基礎調査、活動調査

工業、商業、法人企業統計等、各種調査の収録方法の検討

- ・ 優先的に収録すべき統計調査についての検討

○ 行政記録情報・民間情報の収録に向けた検討

- ・ 商業・法人登記情報については、21年度から先行収録中

- ・ 労働保険データ、有価証券報告書情報等の収録方法の検討

⇒ これらの検討結果等を踏まえ、我が国におけるビジネスレジスターの整備方針を策定し、総務大臣決定（22年度末）

ビジネスレジスターの整備方針について

整備方針のポイント

- ビジネスレジスターへの各種情報の収録
 - ・統計調査の実施計画の収録
 - ・調査対象名簿の収録・重複排除の実施
 - ・主要な統計調査結果（産業別全数調査、大規模調査等）の時系列収録
 - ・主要な行政記録情報（商業法人登記情報、労働保険情報等）の収録
 - ・民間情報の活用、地理空間情報の収録について検討
- ビジネスレジスターから各府省に提供される情報
 - ・統計関係業務支援機能の整備
 - ・調査客体の母集団情報の提供
 - ・統計調査の補完、検証用データの提供
 - ・共通事業所・企業コードの提供
- 共通事業所・企業コードの保持
 - ・各府省において、共通事業所・企業コードを保持し、調査・集計に活用

※下線は特に統計委員会から指摘を受けた事項

ビジネスレジスターの構築に向けた取組

【平成23年度】

- 各種統計調査結果や行政記録情報の照合・収録に向けた検証
〔 各種統計調査結果・行政記録情報等について、基盤情報との照合方法を確立し、データベースに収録するための検証を実施 〕
- 年次フレーム、レジスター統計の作成方法の検討
〔 収録された情報を基に、事業所・企業の基盤情報を更新し、年次でフレーム等を作成・提供するスキームの確立に向けた検討を実施 〕
- 運用管理規程の作成
〔 具体的なデータベースの運用について整理し、運用管理規程を整備 〕

【平成24年度】

- ビジネスレジスターの試験運用の実施（24年4月～）
- ビジネスレジスターの正式運用開始（25年1月～）

今後のビジネスレジスター整備のポイント

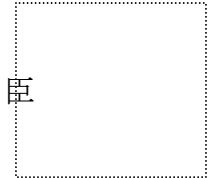
- 統計データ、行政記録等の照合・収録のためのリソースの確保
ー整備の最大のポイントはデータベースと行政記録等の照合による、
新設・廃業事業所の把握及び新設事業所の事業内容の確認業務
これらを確実・正確に実施するための仕組み・体制の整備が必要
- 母集団フレームの年次提供
ービジネスレジスターと経済センサスの実施・整備サイクルを連動
させ、各種統計調査の基盤となる母集団フレームを年次で提供
- ビジネスレジスターの精度向上、利便性向上
ー整備に有用な民間情報、地理情報等の活用に向けた検討 等
- データベースを基盤とする統計情報の効率的な整備に向けた検討
ーレジスター統計の整備、効率的な重複排除・情報収集方法 等

総 統 基 第 50 号

平成23年 3 月25日

(別紙 送付先) 殿

総 務 大 臣



事業所母集団データベースの整備方針について（通知）

標記について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 27 条第 1 項の規定に基づき別添のとおり事業所母集団データベースの整備方針を決定したので、通知します。

事業所母集団データベースの整備方針

平成 23 年 3 月 25 日

総務大臣決定

1 目的

この整備方針は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 27 条第 1 項、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）及び統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）により、総務大臣が事業所母集団データベースを整備する必要があることを踏まえ、その基本的内容を定めるものである。

2 事業所母集団データベースの整備サイクル

産業関連の統計調査の実施については、現在、事業所・企業統計調査情報を中核とするデータベースを利用し、母集団情報の提供・重複是正等を実施しているが、当該処理を効率化・高度化し、以下のサイクルで事業所母集団データベースの整備を実施する。

(1) 統計調査の実施計画の入力

総務省は、各府省における円滑な統計調査の実施に資するため、各府省に対し統計調査の実施計画等を照会し、当該結果を事業所母集団データベースに入力する。

(2) 重複是正の実施、調査対象名簿の入力

各府省は、事業所母集団データベースの母集団情報や、行政記録情報及び民間情報（以下「行政記録情報等」という。）の名簿情報を同データベースに照会することにより付与された共通事業所・企業コード及び調査履歴情報を活用して、統計調査の実施前に重複是正を実施し、調査対象名簿を同データベースに入力する。入力された調査対象名簿を基に、同データベースから各府省に対し、補完・検証用データを提供する。

(3) 統計調査結果の提供

各府省は統計調査の実施後、円滑な事業所母集団データベースの整備のために、統計調査結果を総務省に提供する。

(4) 統計調査結果データにおける共通事業所・企業コードの保持・利活用

各府省は、上記統計調査の実施サイクルの中で、共通事業所・企業コードを保持し、次回調査の名簿整備等において活用する。

なお、各府省が実施した統計調査において新たに確認された事業所・企業については、事業所母集団データベースへの統計調査結果の提供後に、総務省が、それぞれ新たな共通事業所・企業コードを付与し、各府省に提供する。

3 統計関係業務支援機能の整備

事業所母集団データベースには、各府省が上記の業務を効率的に実施することが可能となるよう、各府省別・各統計調査別の画面を設けるなど統計関係業務支援機能を備える。

4 事業所母集団データベースに記録する統計調査

(1) 統計調査結果の記録の手順

事業所母集団データベースの整備の基盤を確立させるため、当面、2(3)により提供された統計調査結果のうち、基幹統計調査を中心に、各府省における利用度が高く、同データベースの整備に寄与度の大きい統計調査の結果を優先してその記録を進める。

- 特定の産業において、悉皆（又はおおむね悉皆）となっている統計調査
- 幅広い産業を対象とし、一定の悉皆層を有する統計調査
- 幅広い産業を対象とし、調査客体数が多い統計調査
- 上記のほか、行政記録情報等と連動することにより新たな統計の作成が期待される統計調査、その他一般統計調査のうち、特に同データベースの整備に有効であると考えられる統計調査

上記を踏まえ、事業所母集団データベースに優先的に記録する統計調査については、当面別紙のとおりとし、その他の記録が必要な統計調査については運用管理規程において追加する。

(2) 記録する内容

事業所母集団データベースに記録する内容については、経済センサス - 基礎調査及び同活動調査（以下、単に「経済センサス」という。）の情報を基盤とし、経済センサス以外の統計調査については、経済センサスの調査項目と共通する項目を中心に記録する。また、その他各種統計調査の実施に資するよう、ニーズ等を踏まえ記録項目を追加する。

5 行政記録情報等の活用

(1) 行政記録情報の活用

商業・法人登記情報、労働保険情報、E D I N E T 情報等の行政記録情報について、収録方法等の検討を行い、経済センサス等統計調査結果を補完する情報として活用する。

(2) 民間情報の活用

プロファイリング（事業所母集団データベース情報の確認・照会）や民間によって収集されている各種企業情報について、統計調査結果や行政記録情報を補完する情報として活用すべく検討を進める。また、各府省等が同データベースに記録されている情報をより有効に活用するといった観点から、地理空間情報の収録について検討を進める。

6 整備スケジュール

事業所母集団データベースは、政府統計共同利用システムの一部として整備することとしており、平成 25 年 1 月からの運用開始を予定している。これに向けた平成 23 年度、平成 24 年度の主なスケジュールは以下のとおり。

平成 23 年度

- ・優先的に記録する統計調査結果等について、経済センサス情報との照合等を実施
- ・労働保険情報、E D I N E T 情報等、各種行政記録情報について記録を開始
- ・事業所母集団データベースの具体的な事務に係る運用管理規程を策定 等

平成 24 年度

- ・優先的に記録する統計調査結果等により、事業所母集団データベースの試験運用を実施
- ・民間情報、地理空間情報等の収録を開始 等

総務省

経済センサス - 基礎調査
経済センサス - 活動調査（経済産業省と共管実施）
サービス産業動向調査
科学技術研究調査
個人企業経済調査

財務省

法人企業統計調査

文部科学省

学校基本調査

厚生労働省

毎月勤労統計調査
賃金構造基本統計調査
医療施設調査

農林水産省

農林業センサス（法人組織経営体）
漁業センサス（法人組織経営体）

経済産業省

商業統計調査
工業統計調査
経済産業省企業活動基本調査
特定サービス産業実態調査
特定サービス産業動態統計調査
エネルギー消費統計調査
中小企業実態基本調査

国土交通省

建設工事施工統計調査

基本計画のビジネスレジスターに係る事項の検討状況について（年度別）

No	基本計画	担当府省	実施時期	検討状況		
				平成21年度	22年度	23年度
	《母集団情報の的確な整備》					
1	●法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業員数、事業所数等の照会を定期的に実施する。	総務省	平成21年から実施	▼平成21年7月以降、新たに商業・法人登記された法人について、従業員数や事業の内容等の基礎情報を郵送により照会（3ヵ月単位で定期的に実施）	▼照会方法及び照会項目を一部見直して実施 ○照会票の回収率向上のため、一部地域に直接訪問による照会方法を導入し、その効果を検証 ○照会項目に新たに支店の名称・所在地を追加	▼より効率的な手法の検討
2	●厚生労働省の協力を得て、雇用保険適用事業所設置届、労働保険関係成り届の行政記録情報から事業所等の新設・廃止等を把握することを検討する。	総務省	平成22年から検討	▼厚生労働省の協力を得て、労働保険のサンプルデータを入手し、DBとの照合などデータ分析を実施	▼雇用保険情報を含む労働保険情報のDBへの活用について、厚生労働省と具体的な事務処理方法などを協議し、12月にデータの提供を受け、DBとの照合などの分析を実施。 また、受領したデータは、平成24年に実施する経済センサス・活動調査の名簿整備に活用。	▼労働保険データの定期的な提供を受け、新設・廃業の把握に向け検討
	《ビジネスレジスターの充実と拡張》					
3	●「法人企業統計調査」の売上高等の主要な経理情報をビジネスレジスターの情報源として利用することについて、各所管省との検討を開始する。	総務省	平成21年度から検討	▼財務省の協力を得て、法人企業統計調査のサンプルデータを入手し、DBとの照合などデータ分析を実施	▼各府省と協議を実施して整備方針を策定し、整備方針中で優先的に記録する統計調査を記述。 整備方針中で、工業統計調査、法人企業統計調査等について、DBの整備に寄与度の大きい統計調査として整理	▼各府省と協議を実施して整備方針を策定し、整備方針中で優先的に記録する統計調査を記述。 整備方針中で、工業統計調査、法人企業統計調査等について、DBの整備に寄与度の大きい統計調査として整理
4	●EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）の情報をビジネスレジスターに収納することを検討する。併せて、EDINETの情報とビジネスレジスターの情報を「法人企業統計」に活用する具体的な方策を検討する。	総務省 財務省	平成21年度から検討	▼財務省、金融庁、総務省の3者による法人企業統計調査及びEDINET情報のDBへの活用について検討を開始	▼EDINETについては、システム改修が予定されており、当該改修状況を考慮しながら、引き続き3者による検討を実施	▼EDINET情報のDBへの活用方法等、具体的方策の検討を実施
5	●特許庁の協力を得て産業財産権の企業出願人の名称・所在地と企業の登記情報との照合作業を行い、ビジネスレジスターに両者の照合情報を収納する。	総務省	平成21年度から検討		▼特許庁の協力を得て、産業財産権の企業出願人の名称・所在地のサンプルデータを受領、検討を開始	▼特許庁の協力を得て、照合した情報をDBへ収録
6	●事業所・企業識別番号と「日本輸出入者標準コード（JASTPROコード）」（輸出入申告書、蔵入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード）の照合を行うにあたり、費用対効果を考慮しつつ、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。	総務省	平成21年度から検討		▼（財）日本貿易関係手続簡易化協会と協議を実施し、有用性等について検討	▼引き続き、有用性等を検討

基本計画のビジネスレジスターに係る事項の検討状況について（年度別）

No	基本計画	担当府省	実施時期	検討状況		
				平成21年度	22年度	23年度
	《知的財産活動に関する統計の整備》					
7	●知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスフレームの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになった未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。	総務省 特許庁	平成23年度 までに結論		▼特許庁の協力を得て、産業財産権の企業出願人の名称・所在地のサンプルデータを受領、検討を開始	▼特許庁の協力を得て、照合した情報をDBへ収録
8	●平成27年時点で、企業グループの知的財産活動に係る統計データと5～6年度分の財務データを同時に利用することが可能となるよう、企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データが、速やかに構築されることに向けて必要な取組等について検討する。	総務省 経済産業省	平成24年度 までに結論			▼平成21年経済センサス - 基礎調査、EDINET情報等から企業グループ情報を把握し、精査するなど検討を開始
	《効率的な統計作成－行政記録情報の活用》					
9	●「経済センサス－活動調査」の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定。平成20年3月19日改定）等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報の活用を検討する。	総務省	平成21年度 から検討	(No 2 に記述)	▼厚生労働省と具体的な事務処理方法などを協議し、12月にデータの提供を受け、DBとの照合などの分析を実施。 また、受領したデータは、平成24年に実施する経済センサス - 活動調査の名簿整備に活用。	(対応済)
	《行政記録の活用に関する環境整備》					
10	●各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。 ①行政記録の活用について、当該行政記録の保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策 ②行政記録について、直接統計作成に利用できるか、直接利用できなくても補助情報として活用できるか、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み	総務省	平成23年度末 を目途に結論	(事業所母集団データベース整備の過程で、個別に問題点を整理)	▼経済センサス等統計調査結果を補完する情報として活用方策を検討 (行政記録情報等の活用について (1)「整備方針」に記述)	▼有用な情報の収録方策を検討